



軽自動車税(種別割)の減免申請のご案内

問・申 住民生活課税務係 (1・2番窓口) ☎64-1106

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。減免を受ける場合は次のものをご用意のうえ、期日までに税務係へ申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、身体障がい者等の方が所有する軽自動車等(18歳未満の場合には家族の方)で、身体障がい者等一人につき一台です。(普通自動車も含む)

障がいの内容によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務係へお問い合わせください。

【申請期日】
5月31日☎ 厳守

【減免申請に必要なもの】

1.身体障がい者等本人が運転する場合

- ①手帳(交付されている次の手帳のいずれか)
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

2.運転免許証(身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証)

- ③自動車検査証
- ④納税通知書
- ⑤申請者の個人番号が確認できる資料
- ・マイナンバーカード
- ・氏名及び住所等が住民票と一致している通知カード等

3.身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する人が運転する場合

- ①から⑤
- ⑦常時介護証明書(申請予定日より概ね一ヶ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)

※生計同一証明書及び常時介護証明書の発行機関や住民票について不明な場合は、お問い合わせください。

和歌山県からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は5月31日☎です。納期内納税をお願いします。

お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。パソコン、スマートフォンなどからクレジットカードを利用して納付もできます。

納税通知書に印字されているコンビニ収納バーコードを利用して、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、au Pay等)でも納付することができます。ぜひご利用ください。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障がいの程度など、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

お問合せ先

紀中県税事務所 課税課
☎64-1260

水道事務所からのお知らせ

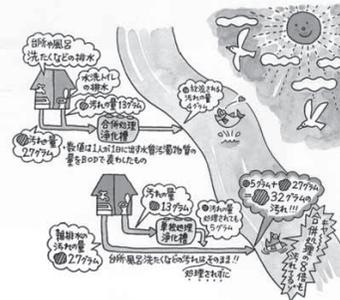
問 水道事務所 ☎62-4171

合併浄化槽ですべての生活排水の処理を

トイレの水だけを処理する単独浄化槽やくみ取りトイレを使用している家庭では、生活排水が未処理のまま放流されています。

排水の汚れをどりのぞき、きれいにして自然に戻すことができる合併浄化槽を設置しませんか?

浄化槽で処理される生活排水



*1人1日当たりの生活排水に含まれる汚れのをグラムに置き換えて表しています。

浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください

令和4年度から配管工事の補助金が増額!! くみ取り便槽の撤去も対象に!!
合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

- 申請受付期間 ~12月23日☎
 - *浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。
 - *受付期間内でも予算に達した時点で受付を終了します。あらかじめご了承ください。
- 補助上限額
 - *5人槽/332,000円 *7人槽/414,000円 *8人槽以上/548,000円
 - *撤去費用/90,000円(単独浄化槽・くみ取り便槽の撤去)
 - *配管工事/400,000円(単独浄化槽・くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合)
- 補助金を受けるための要件
 - *湯浅町内に浄化槽を設置される方(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
 - *湯浅町に住所を有する方、設置後に湯浅町内に住所を有する方
 - *令和5年3月31日☎までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できる方
 - *浄化槽管理講習会を受講した方(日程は下記をご覧ください)

令和4年度 浄化槽管理講習会のご案内

浄化槽に関しての手続きや維持管理等について理解していただくために開催するものです。新規で浄化槽を設置する方、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽へ変更する方は、受講をお願いします。

開催日時	会場	問合せ先
5月20日☎19:00~	有田市役所 3階会議室	有田市生活環境課 ☎22-3565
8月30日☎19:00~	湯浅町総合センター 2階大ホール	湯浅町水道事務所 ☎62-4171
10月21日☎13:30~	広川町役場 3階大会議室	広川町住民生活課 ☎63-1122
11月18日☎19:00~	金屋文化保健センター	有田川町下水道課 ☎53-1031
令和5年 1月25日☎13:30~	湯浅町総合センター 2階大ホール	湯浅町水道事務所 ☎62-4171

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催日が変更となる場合があります。参加を希望される方は、各問合せ先に直接ご確認・ご連絡をお願いします。